

官報号外

○第百二十三回 衆議院会議録 第十七号

平成四年四月九日

平成四年四月九日(木曜日)

議事日程 第十三号

正午開議

第一 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案(内閣提出)

平成四年四月九日 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案

医療法の一部を改正する法律案(第百十八回国会、内閣提出)の趣旨説明及び質疑

平成四年度一般会計予算外二件両院協議会協議

委員の選挙

平成四年度一般会計予算外二件両院協議会協議

委員長の報告

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたしました。

○議長(櫻内義雄君) 委員長の報告を求めます。建設委員長古賀誠君。

○議長(櫻内義雄君) 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(櫻内義雄君) 「本号末尾に掲載」

〔古賀誠君登壇〕

○古賀誠君 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国土の保全と開発を図るため、引き続き治山治水事業を緊急かつ計画的に実施しようとするものであります。その内容は、農林水産大臣は、平成四年度を初年度とする治山治水事業五カ年計画の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならないこととす る等所要の措置を講ずるものであります。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 情異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は、去る二月二十一日本委員会に付託され、四月二日山崎建設大臣から提案理由の説明を聴取し、翌三日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 情異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 委員長の報告を求めます。商工委員長武藤山治君。

○議長(櫻内義雄君) 委員長の報告を求めます。商工委員長武藤山治君。

○議長(櫻内義雄君) 金屬鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(櫻内義雄君) 「本号末尾に掲載」

本案は、去る二月二十一日本委員会に付託され、四月二日山崎建設大臣から提案理由の説明を聴取し、翌三日質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

〔武藤山治君登壇〕

○武藤山治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

金属鉱山等においては、閉山後におけるカドミウム、砒素等の有害物質を含む廃水が半永久的に流出する場合がありますが、閉山が急速に進んだ結果、鉱山活動に伴う事業収入がない鉱業権者は、休廃止鉱山の鉱害防止事業に要する資金の永続的確保に大きな不安を抱えている実情にあります。

本案は、かかる状況にからがみ、汚染者負担の原則を踏まえつつ、確実かつ永続的な鉱害防止事業に必要な資金を確保する等の措置を講じようとするものであります。その主な内容は、

第一に、三百億円程度の鉱害防止事業基金を創設することとし、鉱害防止事業を実施するため、六年を超えない期間内で鉱業権者に必要額を基金に提出することを義務づけること。

第二に、指定鉱害防止事業機関制度の創設であります。鉱業権者が基金への提出を終了した後は、通商産業大臣が指定する指定鉱害防止事業機関が、基金の運用益の交付を受けて、鉱業権者にかわって当該施設の鉱害防止業務を実施すること等であります。

本案は、去る二月十七日当委員会に付託され、

三月十日渡部通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、四月三日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたこと

を申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案は、大都市地域を中心とした窒素酸化物による大気の汚染の状況にからがみ、二酸化窒素に係る大気環境基準の確保を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、大気汚染防止法による措置等と相まって、特定の地域について、自動車排出窒素酸化物の総量の削減等に関する所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止に関して、国、地方公共団体、事業者及び国民の果たすべき責務を定めること、
第二に、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法の規定による措置のみによつては

第三に、国は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する特別措置法案及び同報告書

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小杉隆君登壇〕

○小杉隆君 ただいま議題となりました自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案について、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第三に、国は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する目標等を定めた総量削減基本方針を策定すること、また、都道府県知事は、この基本方針に基づき、当該特定地域における自動車排出窒素酸化物の総量削減計画を策定しなければならないこととし、この策定に当たっては、総量削減計画策定協議会の意見を聞くべきこと、

第四に、特定地域における大気汚染の主要な原因となる特定の自動車について、窒素酸化物の排出量に関する特定自動車排出基準を定め、窒素酸化物排出量のより少ない車種の使用の義務づけを行ふこと、また、この特定自動車排出基準が確保されるよう考慮して、道路運送車両法に基づく自動車検査の基準に係る命令を定めなければならぬこと、なお、特定地域が指定された際、現に使用されている特定自動車については、適切な猶予期間を設け、逐次基準適合車への代替を図ること、

第五に、製造業、運輸業その他の事業を所管する大臣は、その所管に係る事業を行う者に対し、自動車の使用の合理化等による自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針を定め、必要な指導及び助言をすることができる」と、

本案は、去る三月十三日に提出され、同月十九日本委員会に付託され、四月三日中村環境庁長官から提案理由の説明を聴取した後、審査を行いました。

した。また、同七日本案に対する審査を行つてい

たところ、日本社会党・護憲共同及び日本共产党よりそれぞれ修正案が提出され、その趣旨説明を

聴取した後、原案並びに両修正案を一括して審査を行いました。

かくて、同日質疑を終了し、採決の結果、両修正案は否決され、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

医療法の一部を改正する法律案(第百十八回)
国会、内閣提出)の趣旨説明

○議長(櫻内義雄君) この際、第百十八回国会、内閣提出、医療法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣山下徳夫君。

〔國務大臣山下徳夫君登壇〕

○國務大臣(山下徳夫君) 医療法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げま

す。

我が国の医療は、昭和二十三年に制定された医療法の基本的な枠組みのもとで、供給の総量とし

ては、基本的に充足を見るに至りました。しかしながら、二十一世紀を十年後に控え、人口の高齢化、医学医術の進歩、疾病構造や患者の受療行動の変化等に対応していくため、医療提供の枠組み自体を見直していくことが求められております。

こうした状況を踏まえ、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制

の確保を目指し、医療を提供するに当たっての基

本的な理念を提示するとともに、医療を提供する

施設をその機能に応じて体系化していくための必

要な措置等を講ずることとし、この法律案を提出

した次第でございます。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、医療提供の理念等に関する規定の整備

であります。医療は、生命の尊重と個人の尊厳の

保持を旨とし、医師と患者の信頼関係に基づく、

疾病予防等を含む良質かつ適切なものでなければ

ならないこと、また、医療を提供する施設の機能に応じ、在宅を含む適切な場所で効率的に提供さ

れなければならないことを明示いたしておりま

す。

ております。

第二は、医療施設機能の体系化であります。現実に進みつつある医療施設の機能分化に対応するた

とともに、国民の適正な受療機会を確保するため、高度な医療を提供する特定の医療施設として

特定機能病院を制度化し、また、長期入院を要する患者にふさわしい医療を提供するため、一般病床中に療養型病床群の制度を設けるものであります。また、理念等の規定の創設にあわせ、老人保健施設について、所要の規定の整備を行うことと

しております。

第三は、病院等の業務の外部委託に関する規定

の整備であります。検体の検査や医療器具の滅菌

消毒などの業務が院外に委託される場合にも、院

内と同様の水準を確保しようとするものであります。

第四は、医療法人の行い得る業務の範囲とし

て、疾病予防のための施設の設置を規定するもの

であります。

第五は、医業等に関する広告規制の見直しであ

ります。医療を受ける国民に対して必要な情報が

提供されるよう、一定事項の院内表示を義務づけ

ります。医療を受けた国民に対する質問に対する

とともに、院外で広告できる事項及び方法を関

係者の意見を聞いて定めるものであります。ま

た、医学医術の進歩に柔軟に対応するため、広告

ができる診療科名を学術団体や医道審議会の意見を

聞いて、政令で定める事項としておりま

す。あわせて、この理念に基づく、国、地方

公共団体及び医療の扱い手等の責務を規定いたし

ます。

この法律の施行期日は、基本的理念の規定や医療法人の業務範囲の規定に関しましては、公布の日といたしておりますが、それ以外の部分につきましては、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

以上が医療法の一部を改正する法律案の趣旨でござります。(拍手)

〔五島正規君登壇〕

○五島正規君 ただいま議題となりました医療法

の一部を改正する法律案につきまして、私は、日本社会党・護憲共同を代表して、總理並びに關係

大臣に質問を行ひ、御所見をお伺いいたします。

まず、本改正案の質問に入る前に、今日の我が

國医療の特徴的問題についてお伺いいたします。

我が國医療の特徴は、國民皆保険制度と医療供

給体制の普及、そして普及している医療のレベル

が諸外国に比較して著しく高いこと、同時に、

それを支える医療費が、國民所得との比較におい

て、アメリカ、フランス、ドイツなどの諸国約三分の一といふ低さにあると言われております。

この我が国医療の到達点が、看護婦を始めとする医療従事者の長時間労働と低賃金の中で、献身的な努力の結果であることは明らかであります。しかし、高齢社会を迎えて、医療ニーズの高まる今日、看護婦不足に代表されるように、矛盾は一挙に露呈されてきております。

現行医療法は、昭和二十三年十月二十七日施行以来、その都度の改定がなされてまいりましたが、法律の基本的な性格は、施行以来継続してまつておられます。その間、我が国の社会と国民生活は大変化を遂げ、疾病構造もまた変遷を重ねてまいりております。

政府は、こうした疾病構造や社会の変化に対応して、国民皆保険制度に対応した、国民のだれもが、いつでも、どこでも、適切な医療を経済的負担を感じることなく公平に受けられる、予防からリハビリテーションに至る医療供給体制の確立を規定する本法の抜本的な改定を行なうべきであります。しかし、政府はそれを怠り、専ら診療報酬の改定により対処するというこそく的な対応に終始してしまったのであります。その結果が、今日の薬価差益に依存した医療サービスの出現であり、歐米に比較して入所者に対する職員比率が二分の一から三分の一といふ劣悪なマンパワー水準で運営される病院及び人所療養施設の現実であり、また長期入院患者の増加であります。

総理並びに厚生大臣はこれたつきどのようにお考へであるか、お答えいただきたいと存じます。

(号外)

官

本改正案は、八七年六月に公表されました国民医療総合対策本部の中間報告を基礎として立案され、九〇年五月二十五日に本院に提出されました。以来二年間にわたりまして本院で審議が行われなかつた理由を振り返つてまいりますと、厚生省関係の、予算に関連する重要法案が毎国会多数提案されたなどの事情があるにしろ、そうした理由だけではなく、本政府案では、今日国民に提供されている医療サービスが一体どの程度改善向上されるのかという国民の強い関心に対しては極めて不明確であり、中途半端であるため、言いかえれば、二十一世紀の医療供給体制はいかにあるべきかについて、政府の基本姿勢が不明確であることが審議入りをおくらせた原因ではなかつたでしょくか。

厚生大臣は、この点どのように理解されておられるのか、お伺いいたします。

例えば、政府案にも法の基本的性格を現行の医療施設法的性格から医療基本法的なものに転換し得る本法の抜本的な改定を行なうべきであります。しかし、政府はそれを怠り、専ら診療報酬の改定により対処するというこそく的な対応に終始してしまったのであります。その結果が、今日の薬価差益に依存した医療サービスの出現であり、歐米に比較して入所者に対する職員比率が二分の一から三分の一といふ劣悪なマンパワー水準で運営される病院及び人所療養施設の現実であり、また長期入院患者の増加であります。

総理並びに厚生大臣はこれたつきどのようにお考へであるか、お答えいただきたいと存じます。

きことをつけ加えることは当然であり、まずは、政府自身が看護婦を始めとする医療従事者の確保について具体的に年次計画を示して、その責務を明らかにすべきであると考えますが、いかがでしょうか。お答えいただきたいと存じます。(拍手) 政府案の中途半端な性格を示すいま一つの例を指摘いたしましょ。

政府案においては、新たに医療提供の理念に関する規定を設けて、医療が医師と患者との信頼関係に基づき行われるものであることを明確にしておられます。しかし、その信頼関係は何によって形成されるのかということについては何ら触れてはいません。しかし、その信頼関係はどのように持つのか全く不明確であります。

本改正案の中で、政府の基本姿勢が不明確であることを示している点について、いま一つお尋ねいたします。

医師と患者の信頼関係を保障する不可欠な要因のうち、今日、最も強調されなければならないのは、いわゆるインフォームド・コンセント、すなはち説明と同意の原則の確立であると考えます。医師、歯科医師を中心とする医療の扱い手が、相手に応じてわかりやすく病状や治療法及びその種類と予想される副作用、さらには日常生活上の留意事項を説明し、また根気よく指導助言することが必要であることは言うまでもありません。それを通じて患者に闘病の自覚を持たせ、提供される医療内容やアドバイスを理解させ、患者が納得して療養生活を実行できるように導かなくてはなりません。

第一條の目的には、医療提供施設の整備という從来の柱に医療の扱い手の確保という柱を加え、施設と人の両面から医療供給システムを確立することを明確にすべきが当然と考えますが、いかがでしょくか。したがって、国及び地方公共団体の責務として、医療提供の体制整備の重要な課題である医療の扱い手を確保するための措置を講すべ

きことをつけ加えることは当然であり、まずは、政府自身が看護婦を始めとする医療従事者の確保について具体的に年次計画を示して、その責務を明らかにすべきであると考えますが、いかがでしょくか。お答えいただきたいと存じます。(拍手) 政府案の中途半端な性格を示すいま一つの例を指摘いたしました。一方で施設サービスや地域ケアの立ちおくれを示す指標となることは御承知のとおりであります。さきの中間報告でも、その論議に立ち、一方で施設ケアの拡充、他方で在宅ケアと地域ケアのシステム化を指摘し、数多くの具体策を提起しています。ところが、政府案にはこれを受けた条文はどこにもなく、医療供給の理念に関する条文で「医療提供施設の機能に応じ効率的に」と抽象的に指摘したにとどまっています。政府案により長期入院の是正効果がどの程度期待できるのか、具体的にお答えをいただきたいのであります。

官報(号外)

また、中間報告においては、「中・長期的に病院の体系を慢性疾患の治療を中心とする「慢性病院」と急性疾患の治療を中心とする「一般病院」とに区分する方向で検討する」としています。諸外国の例を参考といたしましても、治療の場である病院と介護専門施設は、その区分を徹底しつつも、同時にその双方の拡充に努力しています。慢性病院と一般病院とを区別するなどということは、適切でないばかりか、到底不可能と思われます。いかがでしょうか。お答えをちょうだいしたいと存します。(拍手)

ところで、中間報告が長期入院を是正するための優先課題として指摘した、施設、在宅、地域におけるそれぞれの場におけるケアの拡充は、法律的にも予算措置の上でも、最近ようやく結についたばかりであることは指摘するまでもないと存じます。このような段階で、中長期的に検討するものとして記述された事項を、十分な検討もなされないままに突然政府案に盛り込まれるというのは、順序が逆と言わなければなりません。

つまり、いわゆる社会的入院を減少させようと取り組みがまだ軌道に乗らないうちに、今度は長期に患者を入れ続けさせるための方策が提起されているわけです。これは一体どんな考え方と事情によるのでしょうか。ぜひお答えいただきたいと存じます。

以上、医療改革に向けた政府の基本姿勢について、政省令にかかる事項は委員会審議に譲ると

して、重要と思われる点に統って質問させていた

だきました。

ところで、政府は、この案はさきの中間報告に基づく総合的な改正の第一段階のもので、これが成立するならば、さらに第二段階の改正作業を進めると説明しています。それならば、最終的には

どのような改正を目指しているのか、どのようなプログラムにより実現しようとしているのか、それが概要について、今この機会に明らかにしていただきたいと存します。そうでなければ、ただでさえ政府の意図の理解しがたい本案は、ますますわかりにくくなってしまうと考えます。この点を最後に、私の質問を終わらせていただきます。

(拍手)

【内閣総理大臣宮澤喜一君登壇】

まず、我が国の医療供給体制につきましては、医療法の制定後、その量的な整備を進めてまいりました結果、全国的に見て、ほぼ欧米諸国と遜色のない水準となっております。しかし、本格的な高齢社会の到来を間近に控え、医療を取り巻く環境の大きな変化を踏まえて、今後は施設機能の体系化など、質的な充実を図ってまいらなければならぬと考えております。

次に、医療法改正法案の審議入りがおくれた原因は、政府の基本的姿勢の不明確さにあるといふことで御指摘がございましたが、二十一世紀の本格的な高齢社会の到来に向けて、良質な医療を適切に提供する体制を確立するため、病院の機能と役割分担の明確化と体系化を図ることとし、関係者の合意形成を図り、その改革の第一歩として今回の法案を提出することにいたしましたところでござります。

今後とも、このような観点に立って引き続き改

善を行っていく考えであります。

そこで、この法律案は、このような情勢に対処しまして、患者の病状に応じた良質な医療を適切に提供するための体制づくりの第一歩となる改正を考えております。もとより、今後とも引き続き改革に努力していく所存でございます。

残りのお尋ねにつきましては、厚生大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

【國務大臣山下徳夫君登壇】

まず、我が国の医療供給体制につきましては、医療法の制定後、その量的な整備を進めてまいりました結果、全国的に見て、ほぼ欧米諸国と遜色のない水準となっております。しかし、本格的な高齢社会の到来を間近に控え、医療を取り巻く環境の大きな変化を踏まえて、今後は施設機能の体系化など、質的な充実を図ってまいらなければならぬと考えております。

次に、いわゆるインフォームド・コンセントにつきましては、改正案の第一条の二に規定をされております「医療の扱い手と医療を受ける者との信頼関係」を支える方法の一つとして、今後の医療提供の理念において重要な事項と考えております。

次に、長期入院の是正効果につきましては、具

体的に効果を明確にすることは困難でございますが、長期療養患者にふさわしい医療を提供する療養型病床群を制度化するとともに、在宅医療の充実を図り、長期入院の是正の推進に努めてまいりたいと考えております。

そこで、この法律案は、このような情勢に対処しまして、患者の病状に応じた良質な医療を適切に提供するための体制づくりの第一歩となる改正を考えております。もとより、今後とも引き続き改革に努力していく所存でございます。

次に、慢性病院と一般病院との区別についてであります。が、療養型病床群は、病状に応じて良質かつ適切な医療を提供するという観点に立って新たに制度化しようというものであり、長期療養患者にふさわしい施設と考えております。

次に、長期入院患者の方策についてであります。が、今回制度化する療養型病床群は、疾病構造の変化等に伴い、比較的の病状が安定しておらず、かつ、入院医療が必要な患者がふえていることから、このような患者にふさわしい医療施設を位置づけしようとしております。

なお、社会的入院を減少させる取り組みにつきましては、在宅医療の推進や「高齢者保健福祉推進十か年戦略」に基づく老人保健施設、特別養護老人ホーム等の施設の緊急整備、在宅サービス事業の拡充等により対処してまいりと考えであります。

次に、今後の医療供給体制の改革につきましては、患者の病状に応じた良質な医療を適切に提供できる体制を確保するという観点に立って、病院と診療所のあり方など残された課題について検討を行つてしまひたいと考えております。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 遠藤和良君。

〔遠藤和良君登壇〕

○遠藤和良君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました医療法の

一部改正案につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

総理は、昨年の国会答弁で、政治は人を幸せにすることとはできないが、人々が幸せを感じられることが、今回制度化する療養型病床群は、疾の總理の思いが、ぜひとも我が国の医療の発展に及ぶよう要望したいのであります。

健康は人生のすべてではありませんが、しかし、健康なくして人生のすべてではないと私は思います。人々が幸せを感じる第一のものは健康であります。人々が幸運を感じることで安心の第一であります。ところが、国民の期待に反し、我が国に少なからぬ医療不信があることは、まことに殘念なことであります。医療が医師から患者への一方通行の姿勢をこれからもとり続ける限り、不信の根を断ち切ることは全く不可能であります。

医療制度は今改革のときを迎えており、医療制度は今改革のときを迎えており、医療は国民のためのものである。もとより、医療は医師から患者への一方通行の姿勢をこれからもとり続ける限り、不信の根を断ち切ることは全く不可能であります。人々が幸運を感じることで安心の第一であります。ところが、国民の期待に反し、我が国に少なからぬ医療不信があることは、まことに残念なことであります。医療が医師から患者への一方通行の姿勢をこれからもとり続ける限り、不信の根を断ち切ることは全く不可能であります。

インフォームド・コンセントと患者の自己決定は、これから医療を考える上での無視できない要素であります。そこで私は、我が国において患者が思いやりのあるケアを受けることのできる権利を一日も早く享受できるようにするため、知る権利、治療を拒む権利、医療費について説明を受けれる権利あるいは継続的治療を受ける権利などを盛り込んだ医療基本法を早期に制定すべきであると主張するものであります。が、総理は、この点についてどのようにお考えか、見解をお伺いしたいのです。

第三点として、大学病院の運営について、従来から教育・研究費の一部まで診療報酬で賄われてゐるとの指摘があります。また、看護婦の養成についても、養成機関を持たない新設医科大学があるなど、医療に取り組む文部省の姿勢はまことに恥ずかしい限りであります。一県一看護大学の推進を積極的に行うべきと考えますが、方針を明らかにされたいのです。

第四に、病状が急性期から慢性期に移ったかどうかは、医学的に見て入院九十日が目安とされていますが、療養型病床群への移動を日数で機械的に扱うことは厳に慎むべきであります。この点についてははどうか。

第五点として、一般病棟から療養型病床群への移動に当たっては、患者と家族の理解と納得を得るよう十分に配慮すべきであります。また、療養型病床群の患者の容体が急変したときは速やかに一般病棟に戻し、適切な治療を受けられるよう

あります。その主な点を指摘し、政府の見解をお伺いいたします。

まず最初に申し上げなければならないのは、昭和六十年の改正以来の大転換がありながら、制度改革の全体像が全く見えてこないということ

であります。その主な点を指摘し、政府の見解をお伺いいたします。

結核などの感染症が減り、医療が高度化していく現状から見て、改正案にあるように病院機能を体系化することは必要であります。ただし、方向としては賛同であります。が、患者にとっては差別化されてしまうことがあります。

第五点として、一般病棟から療養型病床群への移動に当たっては、患者と家族の理解と納得を得るよう十分に配慮すべきであります。また、療養型病床群の患者の容体が急変したときは速やかに一般病棟に戻し、適切な治療を受けられるよう

すべきであります。それらをどう具体的に担保するおつもりか、お答えいただきたいのであります。

医療施設の体系化は今回の改正の第一の目的であり、それだけにまた問題も多いのであります。以上の五項目について、明快な御答弁を求めるものであります。

次に、紹介外来制についてお伺いいたします。

現行の紹介外来型病院に紹介のない患者が飛び込みで入った場合は、初診料相当分については保険が適用されず、全額自己負担となっています。この制度をそのまま特定機能病院に当てはめれば、患者にとってはペナルティとなり、病院にとっては外来の過剰な抑制となつて経営上大きな支障を来すことになります。こんな形で患者を締め出すのはまことに信じがたいことであります。だれでも、いつでも、どこでも、自由に医療機関が選べるという日本のよき制度、つまり患者の施設選択の自由が束縛されることであり、断じて認められません。政府の方針はどうか。

また、特定機能病院の外来の紹介率は、今のところ五〇〇%程度とする方針のようですが、大

学病院の中には、地域の特性からプライマリケアを受け持っているところもあり、紹介率を全国一律に設定するのは現実的ではありません。そ

で私は、紹介率については、特定機能病院に自主的に設定してもらうようすべきであると考えま

すが、どうでしょうか。お答えいただきたいので

あります。

次に、人員基準についてお伺いいたします。

看護職員の配置基準について今回の改正で全く触れられておりませんが、これは到底理解できるところではありません。看護職員の確保は大きな課題であり、この医療法改正に当たって、政府の決意というものを国民に明らかに示すべきであります。

あわせて、特定機能病院に薬剤師を配置とすること、また歯科医師については、特定機能病院に加えて療養型病床群にも配置すべきであると考えますが、どうでしょうか。

さらに、医療の中で今後大きな役割が期待され

ます。

ついで、厚生大臣はどのような方針を持っておられるのか、お伺いしたい 것입니다。

終わりに、すべての医療機関は、今こそ保健と

福祉との垣根を取り払い、国民のためにネット

ワークを結ぶべきであります。それこそが国民に

歓迎される本来の医療法改正のあり方であると私は思います。

そして、それを患者、国民の立場から可能にす

るのが国民健康カードであります。カードに個人

の診療データ、検査データを蓄積することによって、適切で的確な診断、治療、リハビリを推進す

ることができます。また、在宅医療の新たな展開

やインフォームド・コンセントの確立に不可欠の

システムになることは間違ひありません。まさしく国民のための医療を象徴するキーワードであります。

政府はこの新システムの導入に積極的に取り組むべきであります。このことについて総理

の見解を求めまして、私の質問を終わりります。

そこで、広告の緩和についてお伺いいたします。

広告は、病院の行うサービスをよく理解できる

という点で患者の立場からはありがたいことであ

りますが、病院が広告宣伝を競うようになれば、

要なのは広告ではなく広報であります。ここは考

え直すべきであると思うのですが、この点

をどう受けとめるか、見解を承りたいのであります。

（拍手）

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣（宮澤喜一君）患者の権利を盛り込めた医療基本法の早期制定をどう考えるかといふ尋ねございました。

今回の医療法改正案におきまして、医療の目標すべき理念について、「医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし」、「医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき」、「医療を受けたる者の心身の状況に応じて行われる」ものと規定をいたしました。基本的な考え方を盛り込んだところあります。

また、今回の改正では、居宅を新たに医療の場として位置づけております。福祉も在宅を重視しております。それならば、家屋の構造を地域医療、地域福祉の舞台としてふさわしいものにするべきであります。お年寄りや障害の人たちが自由に暮らせるような構造の家でなければ建築が許可されない国もあります。そのことについて厚生大臣及び建設大臣はどのような方針を持っておられるのか、お伺いしたい 것입니다。

終わりに、すべての医療機関は、今こそ保健と福祉との垣根を取り払い、国民のためにネットワークを結ぶべきであります。それこそが国民に歓迎される本来の医療法改正のあり方であると私は思います。

そして、それを患者、国民の立場から可能にするのが国民健康カードであります。カードに個人の診療データ、検査データを蓄積することによって、適切で的確な診断、治療、リハビリを推進することができます。また、在宅医療の新たな展開やインフォームド・コンセントの確立に不可欠のシステムになることは間違ひありません。まさしく国民のための医療を象徴するキーワードであります。

政府はこの新システムの導入に積極的に取り組むべきであります。このことについて総理の見解を求めまして、私の質問を終わります。

そこで、国民健康カードの導入について積極的に取り組むべきであるという御主張でございまします。

次に、国民健康カードの導入について積極的に取り組むべきであるという御主張でございまします。

国民一人一人の健康管理を進めていく上で、カードを利用した健康管理システムは、有効な方法の一つであると言われていることは承知をいたしております。ただ、患者のプライバシーの保護を始め検討課題もいろいろ多いように聞いておりますので、導入につきましては、現在行っておりますこの研究開発の進捗状況をもう少し見守ってまいりたいと考えておるところでございます。

残りのお尋ねにつきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣山下徳夫君登壇〕

○国務大臣(山下徳夫君) 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

特定機能病院の診療報酬上の取り扱いについてのお尋ねにつきましては、特定機能病院の機能、人員配置基準等の内容を踏まえ、まずは中央社会

保険医療協議会で十分御審議いただくべきものと考えております。その御議論等を踏まえながら、適切に対処をしてまいりたいと思います。

次に、特定機能病院における治療、手術等の診療報酬上の取り扱いに関するお尋ねでございますが、診療報酬上の評価については、それぞれの医療施設の機能や提供される医療サービスの質にふさわしい評価を行うことが肝要と考えております。

なお、具体的な取り扱いについては、まずは中央社会保険医療協議会において十分御議論いただくべきものだと考えております。

次に、療養型病床群への移動につきましては、基本的にはその患者が病状安定期にあるかどうか、これは医師の判断によることとしており、患者の入院期間によって一律に取り扱うことは考えておりません。

次に、容体が急変した患者の治療等についてでございますが、療養型病床群においては、主として医師が病状安定期にあると判断した患者を治療することを予定いたしております。病状が急変し

た患者については、医師の判断により、必要に応じ、一般の病床に移して治療を行うこととなる、そのようと考えております。なお、患者の病棟の移動等につきましては、医師と患者との相互の信頼関係に基づき、適切に配慮されるべきものだと考えております。

次に、特定機能病院と紹介外来型病院制度との関係についてのお尋ねでござりますが、両制度は、その趣旨が異なる面もあることから、特定機能病院について、直ちに紹介外来型病院制度を適用することにはならないものと考えております。

なお、特定機能病院の診療報酬上の取り扱いについては、中央社会保険医療協議会において今後御議論いただけるものだと考えております。

次に、特定機能病院の紹介率についてでござります。

特定機能病院は、高度な医療が必要と診断された患者を優先的に受け入れるため、紹介制度を導入することとしておりますが、一方、地域医療の一端を担っていること、また、大学病院の場合には、医学教育の観点から一般の患者を必要とすることから、紹介によらない患者も受け入れることとしております。このため、特定機能病院における紹介患者の受け入れの方については、地域の実情、医学教育の現状等も考慮して、適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、看護職員の確保につきましては、看護職員の確保は重要な認識しており、平成四年度予算

において看護職員確保対策費を大幅増額し、今回

の社会保険診療報酬の改定に当たっても必要な配慮を行なうとともに、看護婦等の人材確保の促進にあります。なお、今回の改正により新たに制度化される医療施設の看護職員の配置の基準につきましては、その機能にふさわしい位置づけを行なってください必要があると考えております。

次に、特定機能病院への薬剤師の配置につきましては、高度な医療の提供を行う特定機能病院においては、医薬品の投薬や管理についても相当の専門性が求められることから、薬剤師を置く方向で検討いたしたいと考えております。

次に、歯科医師の配置につきましては、高度医療を提供する特定機能病院、長期療養患者を収容する療養型病床群の施設機能から、必ずしも必須の職種ではないと考えております。

次に、メディカル・ソーシャル・ワーカーにつきましては、今後の医療を進めていく上で重要なものと考えておりますが、資格法の制定について

はなおさまざま議論もあり、今後とも関係者全

体の意見を開きながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、病院等の広告につきましては、患者に適切な医療情報を提供するという観点から、広告の内容及び方法について、より適切な基準を設けてまいる考えであります。

次に、家屋の構造についてでありますが、本格的な高齢社会に向けて、お年寄りや障害者の人たちが住みなれた地域社会の中で暮らすことができるようにすることは重要と考えております。そのため厚生省としても、高齢者向け住宅増改築等を推進しているところであります。今後とも、関係省庁と協力しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣鳩山邦夫君登壇〕

○国務大臣(鳩山邦夫君) 先生御指摘のとおりの看護大学の不足、一県一看護大学の推進という点については、これを国公私立を問わず積極的に推進をしてまいりたいと思っております。文部省の取り組みが恥ずかしい限りだと先生から御批判をいただきましたが、そういう御批判を受けないで済むよう頑張ってまいります。

国立大学については、平成四年度予算で、広島大学医学部に看護系学科を設置するための経費を計上いたしておりますし、公立大学については、

地方公共団体が看護系の大学を設置する場合に、自治省にお願いをいたしまして、校舎の施設整備費や用地費に対して、いわゆる起債と交付税の裏打ちという措置をお認めをいただいておりますので、これも平成四年度からであります。ぜひとも看護系大学の設置を推進をしてもらいたいものと思っております。

私立の大学につきましては、私学助成の仕組み等の関係もあって、看護系の大学だからといって財政的な支援をすることは不可能でございます

官報(号外)

が、今十八歳人口が急増から急速へと向かう中で、大学については、いわば量的な拡大から質という転換を求めておりますが、看護系については量的な拡大を続けなければなりませんので、設置認可申請に対しても積極的に指導をしていきたいと思っております。

また、御指摘をいただきました国立の新設医科大学に看護婦養成機関を併設する問題につきましては、平成四年度は、今年度はその具体例が当たるもののがありませんが、平成五年度から原則きちんとできるよういたしたいと思っておりまでもそろですが、紹介外来の率についてのお尋ねであります。特定機能病院、すなわち大学病院についての厚生省令でその率を決めるわけではありませんようだ。厚生省令でその率を決めるわけではありませんが、これは厚生大臣からもお答えがありました。大学病院の特質あるいはその地域の特徴というのもとらえていただいて、とりわけ大学では、大学病院の教育とか研究に支障を来すことのないように、その要件を適切に定められることを厚生省にお願いをしてまいりたいと思つております。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣山崎拓君登壇〕

○國務大臣(山崎拓君) 高齢者、障害者が暮らしやすい住宅の整備についてお尋ねでございますが、高齢者、障害者に十分配慮した住宅の整備を推進することは、住宅政策上の重要な課題の一つ

と考えております。

このため、新築の公営・公団住宅における住宅内の段差の解消、階段の手すり設置等の一般化、

高齢者・障害者用の便所、浴室の設置等に対する

住宅金融公庫の割り増し貸し付け、厚生省と連携したシルバーハウジングの供給、高齢者向け増改築の手引きによる情報の提供等の措置を講じていいところでございます。

また、御指摘をいただきました国新設医科大学に看護婦養成機関を併設する問題につきましては、平成四年度は、今年度はその具体例が当たるもののがありませんが、平成五年度から原則きちんとできるよういたしたいと思っておりまでもそろですが、紹介外来の率についてのお尋ねであります。特定機能病院、すなわち大学病院についての厚生省令でその率を決めるわけではありませんようだ。厚生省令でその率を決めるわけではありませんが、これは厚生大臣からもお答えがありました。大学病院の特質あるいはその地域の特徴というのもとらえていただいて、とりわけ大学では、大学病院の教育とか研究に支障を来すことのないように、その要件を適切に定められることを厚生省にお願いをしてまいりたいと思つております。

○議長(櫻内義雄君) この際、暫時休憩いたしました。

住みなれた地域社会の中で暮らし続けたいといふ願いにこたえるため、今後とも、高齢者、障害者が暮らしやすい住宅の整備に努めてまいる所存でござります。(拍手)

また、特定機能病院、すなわち大学病院についての厚生省令でその率についてのお尋ねであります。特定機能病院、すなわち大学病院についての厚生省令でその率を決めるわけではありませんが、これは厚生大臣からもお答えがありました。大学病院の特質あるいはその地域の特徴というのもとらえていただいて、とりわけ大学では、大学病院の教育とか研究に支障を来すことのないように、その要件を適切に定められることを厚生省にお願いをしてまいりたいと思つております。

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

また、御指摘をいただきました国新設医科大学に看護婦養成機関を併設する問題につきましては、平成四年度は、今年度はその具体例が当たるもののがありませんが、平成五年度から原則きちんとできるよういたしたいと思っておりまでもそろですが、紹介外来の率についてのお尋ねであります。特定機能病院、すなわち大学病院についての厚生省令でその率を決めるわけではありませんようだ。厚生省令でその率を決めるわけではありませんが、これは厚生大臣からもお答えがありました。大学病院の特質あるいはその地域の特徴というのもとらえていただいて、とりわけ大学では、大学病院の教育とか研究に支障を来すことのないように、その要件を適切に定められることを厚生省にお願いをしてまいりたいと思つております。

○議長(櫻内義雄君) この際、暫時休憩いたしました。

住みなれた地域社会の中で暮らし続けたいといふ願いにこたえるため、今後とも、高齢者、障害者が暮らしやすい住宅の整備に努めてまいる所存でござります。(拍手)

また、特定機能病院、すなわち大学病院についての厚生省令でその率についてのお尋ねであります。特定機能病院、すなわち大学病院についての厚生省令でその率を決めるわけではありませんが、これは厚生大臣からもお答えがありました。大学病院の特質あるいはその地域の特徴というのもとらえていただいて、とりわけ大学では、大学病院の教育とか研究に支障を来すことのないように、その要件を適切に定められることを厚生省にお願いをしてまいりたいと思つております。

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

また、御指摘をいただきました国新設医科大学に看護婦養成機関を併設する問題につきましては、平成四年度は、今年度はその具体例が当たるもののがありませんが、平成五年度から原則きちんとできるよういたしたいと思っておりまでもそろですが、紹介外来の率についてのお尋ねであります。特定機能病院、すなわち大学病院についての厚生省令でその率を決めるわけではありませんようだ。厚生省令でその率を決めるわけではありませんが、これは厚生大臣からもお答えがありました。大学病院の特質あるいはその地域の特徴というのもとらえていただいて、とりわけ大学では、大学病院の教育とか研究に支障を来すことのないように、その要件を適切に定められることを厚生省にお願いをしてまいりたいと思つております。

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

また、御指摘をいただきました国新設医科大学に看護婦養成機関を併設する問題につきましては、平成四年度は、今年度はその具体例が当たるもののがありませんが、平成五年度から原則きちんとできるよういたしたいと思っておりまでもそろですが、紹介外来の率についてのお尋ねであります。特定機能病院、すなわち大学病院についての厚生省令でその率を決めるわけではありませんようだ。厚生省令でその率を決めるわけではありませんが、これは厚生大臣からもお答えがありました。大学病院の特質あるいはその地域の特徴というのもとらえていただいて、とりわけ大学では、大学病院の教育とか研究に支障を来すことのないように、その要件を適切に定められることを厚生省にお願いをしてまいりたいと思つております。

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

また、御指摘をいただきました国新設医科大学に看護婦養成機関を併設する問題につきましては、平成四年度は、今年度はその具体例が当たるもののがありませんが、平成五年度から原則きちんとできるよういたしたいと思っておりまでもそろですが、紹介外来の率についてのお尋ねであります。特定機能病院、すなわち大学病院についての厚生省令でその率を決めるわけではありませんようだ。厚生省令でその率を決めるわけではありませんが、これは厚生大臣からもお答えがありました。大学病院の特質あるいはその地域の特徴というのもとらえていただいて、とりわけ大学では、大学病院の教育とか研究に支障を来すことのないように、その要件を適切に定められることを厚生省にお願いをしてまいりたいと思つております。

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

成四年度政府関係機関予算はいずれも否決した旨の通知を受領するとともに、返付を受けました。

よって、国会法第八十五条第一項により、本院は、平成四年度一般会計予算外二件について両院協議会を求めるべきなりません。

ただいま指名いたしました協議委員諸君は、直ちに議長応接室に御参集の上、議長、副議長各一名を互選されることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) この際、暫時休憩いたしました。

午後七時二十五分休憩

議委員の選舉

○議長(櫻内義雄君) つきましては、これより両院協議会協議委員の選舉を行います。

○木村義雄君 両院協議会協議委員の選舉は、その手続を省略して、議長において直ちに指名されることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 木村義雄君の動議に御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あります。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、協議委員は議長において指名するに決しました。

午後九時五十二分開議

議委員議長の報告

○議長(櫻内義雄君) 平成四年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員議長から報告書が提出されました。よって、この際、協議委員議長の報告を求めます。山村新治郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(櫻内義雄君) 本日、参議院から、平成四年度一般会計予算、平成四年度特別会計予算、平成四年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員の選舉

委員
山村新治郎君 中山 正輝君
村岡 兼造君 原田界左右君
町村 信孝君 村上誠一郎君
大石 千八君 亀井 静香君
中村喜四郎君 与謝野 馨君

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(櫻内義雄君) 平成四年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成四年度一般会計予算、平成四年度特別会計予算及び平成四年度政府関係機関予算は、御承知のように去る三月十三日衆議院において原案のとおり可決されました。本日参議院において否決されましたため、両院協議会を開くこととなりました。

両院協議会協議委員は、先ほどの本会議において議長より指名されました後、直ちに協議委員議長、副議長の互選を行いました。その結果、議長には私が、副議長には中山正輝君が当選いたしました。

引き続き、両院協議室に両院の協議委員が参集いたしまして、くじにより、衆議院側において議長を務めることになりました。

両院協議会においては、平成四年度一般会計予算外二案について、まず最初に、衆議院側から可決した趣旨について説明を聴取し、続いて、参議院側から否決した趣旨について説明を聴取した後、公共事業関係費、社会保障関係費、防衛関係費、所得税減税及び財政再建等について各協議委員から意見が述べられ、協議が行われましたが、意見の一一致を見るに至らず、両院協議会としては、成案を得るに至らなかつたものとして、これを各議院にそれぞれ報告することとし、両院協議会は終了いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) ただいま両院協議会協議委

員議長から報告されましたとおり、平成四年度一般会計予算外二案につきましては、両院の意見が一致いたしませんので、憲法第六十条第二項により、本院の議決が国会の議決となりました。

(拍手)

昌義長から報告されましたとおり、平成四年度一般会計予算外二案につきましては、両院の意見が一致いたしませんので、憲法第六十条第二項により、本院の議決が国会の議決となりました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後九時五十六分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君	外務大臣 渡辺美智雄君	法務大臣 田原 隆君	大蔵大臣 羽田 政君	文部大臣 堀山 邦夫君	厚生大臣 山下 徳夫君
農林水産大臣 田名部匡省君	通商産業大臣 渡部 恒三君	運輸大臣 奥田 敬和君	郵政大臣 渡辺 秀央君	労働大臣 近藤 鉄雄君	建設大臣 山崎 拓君
内閣総理大臣 宮澤 喜一君	外務大臣 渡辺美智雄君	法務大臣 田原 隆君	大蔵大臣 羽田 政君	文部大臣 堀山 邦夫君	厚生大臣 山下 徳夫君
農林水産大臣 田名部匡省君	通商産業大臣 渡部 恒三君	運輸大臣 奥田 敬和君	郵政大臣 渡辺 秀央君	労働大臣 近藤 鉄雄君	建設大臣 山崎 拓君
内閣総理大臣 宮澤 喜一君	外務大臣 渡辺美智雄君	法務大臣 田原 隆君	大蔵大臣 羽田 政君	文部大臣 堀山 邦夫君	厚生大臣 山下 徳夫君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る六日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第一百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員任命)
皇室經濟主管 河野 正之

一、去る六日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、六日議長において承認した河野正之を、同日第一百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る六日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、第百二十三回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

記

一〇

官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名
官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名
官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名
官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名
官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名

官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名
官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名
官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名
官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名
官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名

官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名
官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名
官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名
官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名
官職名	氏名	官職名	氏名	官職名	氏名

官報(号外)

中山 太郎君	大野 功統君	大内 啓伍君	中野 寛成君
武藤 嘉文君	赤城 徳彦君	大島 理森君	坂本三十次君
塙本 三郎君	中井 治君	通信委員	
辞任	補欠	辭任	
池端 清一君	渋谷 修君	池端 清一君	
渋谷 修君	木間 章君	木間 章君	
木間 章君	佐々木秀典君	佐々木秀典君	
敷仲 義彦君	伏屋 修治君	伏屋 修治君	
佐々木秀典君	細谷 治通君	細谷 治通君	
渋谷 修君	木間 章君	木間 章君	
細谷 治通君	敷仲 義彦君	敷仲 義彦君	
伏屋 修治君	小澤 漢君	小澤 漢君	
細谷 治通君	萩山 敦嚴君	萩山 敦嚴君	
木間 章君	谷津 義男君	谷津 義男君	
敷仲 義彦君	坂本 三郎君	坂本 三郎君	
坂本 三郎君	中井 治君	中井 治君	
中井 治君	木間 章君	木間 章君	
塙本 三郎君	敷仲 義彦君	敷仲 義彦君	
中井 治君	小澤 漢君	小澤 漢君	
塙本 三郎君	萩山 敦嚴君	萩山 敦嚴君	
中井 治君	秋葉 忠利君	秋葉 忠利君	
塙本 三郎君	中井 治君	中井 治君	
中井 治君	塙本 三郎君	塙本 三郎君	
日笠 勝之君	日笠 勝之君	日笠 勝之君	
敷仲 義彦君	日笠 勝之君	日笠 勝之君	
日笠 勝之君	予算委員	予算委員	
辞任	補欠	辭任	
塙本 三郎君	中井 治君	塙本 三郎君	
中井 治君	秋葉 忠利君	秋葉 忠利君	
塙本 三郎君	中井 治君	中井 治君	
中井 治君	筒井 信隆君	筒井 信隆君	
塙本 三郎君	秋葉 忠利君	秋葉 忠利君	
中井 治君	小澤 漢君	小澤 漢君	
塙本 三郎君	中井 治君	中井 治君	
中井 治君	秋葉 忠利君	秋葉 忠利君	
塙本 三郎君	大内 啓伍君	大内 啓伍君	
大内 啓伍君	中野 寛成君	中野 寛成君	
大島 理森君	大島 理森君	大島 理森君	

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

坂本三十次君

補欠

大島 理森君

のとおりである。

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

(質問書提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

信楽高原鉄道列車衝突事故に関する質問主意書

(草川昭三君提出)

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案研究交流促進法の一部を改正する法律案

第十二条の二 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第2号)による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付(平成三年度以前の年度のこの会計の予算で平成四年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む)は、それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和六十二年度」を「平成四年度」に改める。

附則第一項を附則第三十一項とし、附則第二十九項を附則第三十項とし、附則第二十八項中「附則第二十九項」を「附則第三十項」に改め、同項を附則第二十九項とし、附則第二十七項を附則第二十八項とし、附則第二十六項の次に次の二項を加える。

27 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(国有林野事業特別会計法の一部改正)

(平成四年法律第 号)による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業

附則第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第2号)による改正前の治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の治山事業で都道府県若しくは都道府

五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの（平成三年度以前の年度との会計の予算で平成四年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。）は、それぞれ第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

ム建設工事で既に施行したもの（平成三年度以前の年度との会計の予算で平成四年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。）は、それぞれ第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

それぞれ作成し、閣議の決定を求めるべきものとす。

2 この法律は、公布の日から施行する。

3 新たに治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画が策定されることに伴い、国有林野事業特別会計法及び治水特別会計法について所要の改正を行う。

二 議案の可決理由

本案は、国土の保全と開発を図るための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成四年四月三日

建設委員長 古賀 誠

衆議院議長 横内 義雄殿

治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに平成四年度を初年度とする治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画を決定することとする必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国土の保全と開発を図るため、引き続き治山治水事業を緊急かつ計画的に実施しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 農林水産大臣は、中央森林審議会の意見を

聴いて、新たに平成四年度を初年度とする治山事業五箇年計画の案を、建設大臣は、河川審議会の意見を聴いて、新たに平成四年度を初年度とする治水事業五箇年計画の案を、そ

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 基本方針及び鉱害防止事業計画（第四条 第六条）

第三章 鉱害防止積立金（第七条 第十一条）

第四章 鉱害防止事業基金等

第五章 鉱害防止事業基金（第十二条 第十一条）

第三十三条第一項及び第三十四条を除き、以下の同じ。が同法第四条の規定により措置を講じなければならないものとされる使用済特定施設のうち、次に掲げるものとして、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣が指定するものをいう。

一 当該使用済特定施設について、第五条第一項に規定する鉱害防止事業計画（同項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。）に基づいて鉱害防止事業を実施した後においても、当該使用済特定施設に係る坑水又は廃水の汚染の状態、量その他の状況が通商産業省令で定める基準に適合せず、当該使用済特定施設に係る鉱害防止事業を確実かつ永続的に実施することが必要であると見込まれること。

二 前号に掲げるもののほか、自然的及び社会的条件に照らし、当該使用済特定施設に係る鉱害防止事業を確実かつ永続的に実施することが特に必要であると認められること。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章 基本方針及び鉱害防止事業計画

第五章 監督（第三十三条 第三十四条）

第六章 雜則（第三十五条 第三十九条）

第七章 罰則（第四十条 第四十五条）

附則

第一章 総則

第一条中「確実な」を「確実かつ永続的な」に、「鉱害防止積立金」を「使用中のこれらの施設について鉱害防止積立金」に改め、「について」の下に「鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関の制度を設けて」とを加える。

第二条に次の二項を加える。

5 この法律において「使用済特定施設」とは、特定施設のうち、その使用を終了したものをい

う。

6 この法律において「指定特定施設」とは、探査権者又は租鉱権者（鉱山保安法第二十六条第一項の規定により採掘権者又は租鉱権者とみなされる者を含む。第七条第一項、第十条第一項、

金屬鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年正月二十六号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

1 金屬鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律

2 金屬鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年正月二十六号）の一部を次のように改正する。

3 金屬鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改める者を含む。第七条第一項、第十条第一項、

当該鉱物が金属鉱物等となつた日前に使用を終了しているもの」を削る。

第五条の見出しを「鉱害防止事業計画の届出等」に改め、同条第一項中「前条第五項に規定する特定施設を含む。以下同じ。」を削り、「使用済特定施設鉱害防止事業計画(以下「事業計画」という。)」を「鉱害防止事業計画」に改め、同条第一項中「事業計画」を「鉱害防止事業計画」に、「添付し」を「添付し」に改め、同条第三項中「事業計画」を「鉱害防止事業計画」に、「九月」を「六月」に改め、同条第四項中「事業計画」を「鉱害防止事業計画」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、第二条第六項の規定による指定が行われた場合において、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業を確実かつ永続的に実施するため必要があると認めるときは、その指定の日から一年以内に指定特定施設に係る鉱害防止事業計画の変更を命ずることができる。

5 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、天災その他通商産業省令で定めるやむを得ない事由により当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づいて鉱害防止事業を実施することができなくなつたときは、その事由が生じたことを知った日から一年以内に限り、当該採掘権者又は粗鉱権者に対し、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画の変更を命ずることができる。

る鉱害防止事業計画の変更を命ずることができるものである。

第六条中「前条第一項の規定による届出に係る事業計画に従つて」を「採掘権者又は粗鉱権者が鉱害防止事業計画に基づいて」に改め、同条の次に次の二項を加える。

第七条第一項中「第十四条第一項を除き、以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

第八条第一項中「第十九条中「前二条」を「第四十条、第四十一条又は第四十三条」に改め、同条を第四十五条とす

る。」を「第三十六条第一項」を「第十九条中「前二条」を「第四十条、第四十一条又は第四十三条」に改め、同条を第四十五条とす

第十七条中「二十万円」を「百万円」に改め、同条第二号中「第五条第三項」の下に「から第五項まで」を加え、同条を第四十一条とし、同条の次に次の二項を加える。

第四十二条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定鉱害防止事業機関の役員

又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十三条第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第四十四条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定鉱害防止事業機関の役員

又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条を削る。

第三十八条 この法律の規定に基づき通商産業省

法第二十六条第二項の規定により採掘権者若しくは粗鉱権者とみなされる者を含む。」を加え、同

条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を

一項の次に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限

度において、指定鉱害防止事業機関に対し、そ

の業務若しくは経理の状況に關し報告を求める

又はその職員に、指定鉱害防止事業機関の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第十四条を第三十六条とし、同条の次に次の三條及び章名を加える。

第三十七条 通商産業大臣又は通商産業局長は、

第二十五条、第二十八条又は第三十四条の規定による処分をする場合においては、当該処分に

係る者に対し、相当な期間を置いて予告をして上、公開による聴聞を行わなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害

関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えないなければならない。

(経過措置)

第三十九条 この法律の規定に基づき通商産業省

の通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合

理的に必要と判断される範囲内において、所要

の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を

定めることができる。

(権限の委任)

第三十九条 この法律に規定する通商産業大臣の

権限は、通商産業省令で定めるところにより、

鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に委任

することができる。

第七章 罰則

第十三条第一項を削り、同条を第三十四条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第六章 雜則

(準用)

第三十五条 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)第二十条の九の規定は、第十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により鉱害防止事業基金に拠出しなければならない金額について準用する。この場合において、同法第二十一条の九第一項中「前条」とあるのは「金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」と、同条第一項から第三項までの規定中「納付義務者」とあるのは「採掘権者又は租鉱権者(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二十六条第二項の規定により採掘権者又は租鉱権者とみなされる者を含む。)」と読み替えるものとする。

2 鉱業法第二百七十七条から第二百七十九条までの規定は前条の規定による通商産業局長の処分についての審査請求について、同法第二百八十八条の規定はその処分の取消しの訴えについて準用する。

第十二条第一項第一号中「第五条第三項」の下に「から第五項まで」を加え、同条を第三十二条とする。

第十三条の次に次の二章及び章名を加える。

第四章 鉱害防止事業基金等

第一節 鉱害防止事業基金

(鉱害防止事業基金)

第十二条 採掘権者又は租鉱権者は、第一条第六項の規定による指定日の属する年度(その指定が当該年度の初日の属する年翌年の三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、その指定日の属する年度の翌年度)の初日から起算して六年を超えない範囲内で次項に規定する必要な費用の額を勘案して通常産業省令で定める期間が終了する日の属する年度まで毎年度、その指定特定施設ごとに、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長が同項の規定により通知する額の金額を、金属鉱業事業団に設けられた鉱害防止事業基金に拠出しなければならない。

4 第十条第一項の規定は、鉱害防止事業基金について準用する。この場合において、同項中「採掘権者又は租鉱権者」とあるのは「採掘権者又は租鉱権者(鉱山保安法第二十六条第二項の規定により採掘権者又は租鉱権者とみなされる者を含む。)」と、「積み立てた」とあるのは「拠出した」と読み替えるものとする。

4 鉱山保安法の規定は、第一項に規定する採掘権者又は租鉱権者の指定特定施設について同項の規定により指定鉱害防止事業機関が鉱害防止業務を実施しているときは、その実施している鉱害防止業務の範囲において、その指定特定施設については、適用しない。

3 金属鉱業事業団は、第一項の規定により鉱害防止業務を実施する指定鉱害防止事業機関から支払の請求を受けたときは、通商産業省令で定めるところにより、当該指定施設に係る鉱害防止事業基金の運用により生ずる収入の範囲内で、当該鉱害防止業務を実施するために必要な費用を支払うものとする。

山保安法第三十一条の二の規定は、前項の規定により鉱害防止業務を実施する指定鉱害防止事業機関について準用する。

2 鉱害防止事業基金に拠出する金額の額は、当

該指定特定施設に係る次条第一項に規定する鉱害防止業務を実施するために必要な費用の財源をその運用によって得ることができる額及びその提出する期間を基礎とし、通商産業省令で定める算定基準に従い、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長が算定して通知する額とする。

3 第一条の規定は、天災その他通商産業省令で定めるやむを得ない事由により当該指定特定施設に係る次条第一項に規定する鉱害防止業務を永続的に実施するためには必要な費用の財源をそ

(鉱害防止業務の実施)

第十三条 前条第一項の規定による鉱害防止事業基金への提出を終了した採掘権者又は租鉱権者がその鉱害防止事業計画に基づいて実施する当該指定特定施設に係る鉱害防止事業その他当該指定特定施設について鉱山保安法の規定により

(採掘権者又は租鉱権者の不存在)

第十四条 前条第一項に規定する採掘権者又は租鉱権者が存しなくなつたときは、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業は、その鉱害防止業務を実施していた指定鉱害防止事業機関が当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づいて行うものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する場合における鉱害防止事業の実施について準用する。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二百四条及び第二百六条から第二百八十八条まで並びに鉱

3 第一条の規定は、天災その他通商産業省令で定めるやむを得ない事由により当該指定特定施設に係る次条第一項に規定する鉱害防止業務を永続的に実施するためには必要な費用の財源をそ

3 第一条の規定により鉱害防止事業を実施する指定鉱害防止事業機関は、第五条第五項に規定

する事由により当該指定特定施設に係る鉱害防

止事業計画に基づいて鉱害防止事業を実施する

ことができなくなつたとき、その他特に必要が

あると認めるときは、当該指定特定施設に係る

鉱害防止事業計画を変更することができる。

この場合において、当該指定鉱害防止事業機関

は、通商産業省令で定めるところにより、これ

を鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届

け出なければならない。

4 第五条第二項の規定は前項の規定による届出

について、同条第五項の規定は当該届出に係る

鉱害防止事業計画について準用する。

5 採掘権者又は粗鉱権者が存しなくなつた場合

であつて、当該採掘権者又は粗鉱権者が第十二

条第一項の規定による鉱害防止事業基金への拠

出を終了していなければ、当該採掘権者又は

粗鉱権者の鉱害防止事業基金への拠出は、当該

採掘権者又は粗鉱権者が存しなくなつたときに

終了したものとみなして、前条第一項から第三

項まで及び前各項の規定を適用する。この場合

において、第一項中「その鉱害防止業務を実施

していた指定鉱害防止事業機関」とあるのは、

「通商産業省令で定めるところにより、指定鉱

害防止事業機関」とする。

(通商産業省令への委任)

第十五条 この節に規定するものほか、鉱害防

止事業基金への提出並びに鉱害防止業務及び鉱

害防止事業の実施に關し必要な事項は、通商産

業省令で定める。

第二節 指定鉱害防止事業機関

(指定)

第十六条 第十三条第一項の指定は、通商産業省

令で定めるところにより、鉱害防止業務を行お

うとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、

第十三条第一項の指定を受けることができな

い。

一 この法律、鉱山保安法若しくは鉱業法又は

これらの法律に基づく命令の規定に違反し、

罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日か

ら二年を経過しない者

二 第二十八条の規定により指定を取り消さ

れ、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれ

かに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第二十五条の規定による命令により解任

され、解任の日から二年を経過しない者

かに該当する者がある者

(指定の基準)

第十八条 通商産業大臣は、第十六条の指定の申

請が次の各号に適合していると認めるときでな

ければ、その指定をしてはならない。

一 鉱害防止業務を適確かつ円滑に行うに必要

な経理的基礎及び技術的能力を有するもので

あること。

一 民法(明治)十九年法律第八十九号)第三十

四条の規定により設立された法人であつて、

その役員又は職員の構成が鉱害防止業務の公

正な遂行に支障を及ぼすおそれがないもので

あること。

三 鉱害防止業務以外の業務を行つているとき

は、その業務を行うことによつて鉱害防止業

務が不公正になるおそれがないものであるこ

と。

四 その指定をすることによつて鉱害防止業務

の適確かつ円滑な実施を阻害することとなら

ないこと。

(鉱害防止業務の実施義務)

第十九条 指定鉱害防止事業機関は、通商産業大

臣から鉱害防止業務を行うべきことを求められ

たときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞

なく、その鉱害防止業務を行わなければならな

い。

(変更の届出)

第二十条 指定鉱害防止事業機関は、その名称又

は鉱害防止業務を行う事務所若しくは事業場の

所在地を変更しようとするときは、変更しよう

とする日の二週間前までに、通商産業大臣に届

け出なければならない。

(業務規程)

第二十一条 指定鉱害防止事業機関は、鉱害防止

業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を

定め、通商産業大臣の認可を受けなければなら

ない。これを変更しようとするときも、同様と

する。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令

で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規

程が鉱害防止業務の公正な遂行上不適当となつ

たと認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対

し、業務規程を変更すべきことを命ずることが

できる。

4 指定鉱害防止事業機関は、毎事業年度経過後

三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収

支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなけ

ればならない。

(役員の選任及び解任)

第二十四条 指定鉱害防止事業機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

第二十五条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関の役員が、この法律、鉱山保安法若しくは鉱業法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定鉱害防止事業機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第二十六条 鉱害防止業務に従事する指定鉱害防止事業機関の役員又は職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第二十七条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が第十八条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定鉱害防止事業機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるもの。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務に関する必要な命令をする。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したとき、第二十八条の規定により指定鉱害防止事業機関の指定を取り消したとき、同条の規定により指定鉱害防止事業機関に対し鉱害防止業務を停止を命じたとき、又はの全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は

(指定の取消し等)

第二十八条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第二十二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで鉱害防止業務を行つたとき。

四 第二十二条第三項、第二十五条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十九条 指定鉱害防止事業機関は、帳簿を備え、鉱害防止業務に因る通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(金属鉱業事業団等による鉱害防止業務)

第三十条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が第二十二条の許可を受けて鉱害防止業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したとき、第二十八条の規定により指定を取り消し、又は鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務に関する必要な命令をする。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(役員及び職員の地位)

第二十六条 鉱害防止業務に従事する指定鉱害防止事業機関の役員又は職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第二十七条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が第十八条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定鉱害防止事業機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるもの。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したとき、第二十八条の規定により指定を取り消し、又は鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

指定鉱害防止事業機関が天災その他の事由により鉱害防止業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるとときは、当該鉱害防止業務の全部又は一部を金属鉱業事業団、他の指定鉱害防止事業機関その他の通商産業省令で定める者たちうち、そ

の指定するもの(以下「金属鉱業事業団等」という)に行わせるものとする。

(通商産業省令への委任)

第二十九条 この節に規定するものほか、指定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第二十二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで鉱害防止業務を行つたとき。

四 第二十二条第三項、第二十五条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十九条 指定鉱害防止事業機関は、帳簿を備え、鉱害防止業務に因る通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(金属鉱業事業団等による鉱害防止業務)

第三十条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が第二十二条の許可を受けて鉱害防止業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したとき、第二十八条の規定により指定を取り消し、又は鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(役員及び職員の地位)

第二十六条 鉱害防止業務に従事する指定鉱害防止事業機関の役員又は職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第二十七条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が第十八条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定鉱害防止事業機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずことができるもの。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したとき、第二十八条の規定により指定を取り消し、又は鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

とどするとき、又は金属鉱業事業団等が行っていた鉱害防止業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(通商産業省令への委任)

第三十二条 この節に規定するものほか、指定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第二十二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで鉱害防止業務を行つたとき。

四 第二十二条第三項、第二十五条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十二条 指定鉱害防止事業機関は、帳簿を備え、鉱害防止業務に因る通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(金属鉱業事業団等による鉱害防止業務)

第三十三条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十二条第一項又は前条第一項の指定をしたとき。

二 第二十二条の規定による届出があつたとき。

三 第二十二条の許可をしたとき。

四 第二十二条の規定により指定を取り消し、又は鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(役員及び職員の地位)

第二十六条 鉱害防止業務に従事する指定鉱害防止事業機関の役員又は職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

第二十七条 通商産業大臣は、指定鉱害防止事業機関が第十八条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定鉱害防止事業機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずことができるもの。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したとき、第二十八条の規定により指定を取り消し、又は鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

があるときは、通商産業省令で定めるところにより、その額に相当する額の金銭を新法第七条第一項の鉱害防止積立金として積み立てなければならない。

2 新法第三十三条、第三十四条及び第三十七条の規定は、前項の規定により金銭を積み立てなければならぬ者について準用する。

3 前項において準用する新法第三十三条第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為に該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

第五条 この法律の施行前に行われた旧法第十二条の規定による命令及び旧法第十三条の規定による取消しについては、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(金属鉱業事業団法の一部改正)

第六条 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号

とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により拠出される金銭の徵収及びその運用並びに同法第十三条第三項(同法第十四条第二項及び第三十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の支払

第二十三条の二中「に係る経理」の下に「第十八条第三項中「第一項第十七号」を「第一項第十八号」に改める。

第二十三条の二中「に係る経理」の下に「第十八条第一項第十四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理及び同項第十五条に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「第十五号業務」という。)に係る経理」を加え、「特別勘定」を「それぞれ、特別の勘定(以下「特別勘定」という。)」に改める。

第二十四条第一項及び第二項中「事業団は」の下に「特別勘定以外の一般の勘定において」を加え、同条に次の三項を加える。

4 前三項の規定は、精密調査に係る特別勘定に準用する。

5 第一項及び第二項の規定は、精密調査に係る特別勘定以外の特別勘定に準用する。この場合において、第一項中「その残余の額を国庫に納付しなければならない」とあるのは、「その残余の額(第十五号業務に係る特別勘定に准用する場合に準用する。この場合において、同条第四号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約のあるもの」と読み替えるものとする。」

第三十四条第四号中「余裕金」の下に「を運用し、又は第二十六条の二第一項において準用する。

6 事業団は、第十五号業務に係る特別勘定において、前項において準用する第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は」と読み替えるものとする。

める率を乗じて得た額以上の額)を積立金として積み立てなければならない」と、第二項中「これを」とあるのは「前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は」と読み替えるものとする。

最近における金属鉱業等をめぐる経済的・社会的情事にかんがみ、金属鉱業等の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用の終了後ににおける鉱害を防止するための事業の確実かつ永続的な実施を図るため、鉱害防止事業基金及び指定実施体制を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二十六条の二 事業団は、第十五号業務に関して、鉱害防止事業基金を設け、金属鉱業等の規定において準用する場合を含む。)の規定により拠出された金額と第二十四条第六項の規定により組み入れられた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前条の規定は、鉱害防止事業基金を運用する場合に準用する。この場合において、同条第一項の目的及び要旨

1 議案の目的及び要旨
本案は、金属鉱業等の特定施設の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の確実かつ永続的な実施を図るため、鉱害防止事業基金及び指定実施体制を整備する等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
1 目的の改正及び定義の追加
法律の目的を改正するとともに、「使用済特定施設」及び「指定特定施設」の定義を追加する。

2 鉱害防止事業の実施に関する基本方針の策定内容の拡充

通商産業大臣が定める鉱害防止事業に関する基本方針の策定範囲を一定の特定施設からすべての特定施設に拡充する。

3 鉱害防止事業計画の届出対象の拡大

採掘権者等に課している一定の特定施設に係る鉱害防止事業計画の届出対象を拡大し、すべての使用済特定施設について同計画の届出を義務付ける。

4 鉱害防止事業基金

(1) 採掘権者等は、鉱害防止業務を永続的に実施するために必要な費用の財源をその運用によって得ることができる額として鉱山保安監督局長等が算定して通知する額を、六年を超えない範囲内でその指定特定施設ごとに、金属鉱業事業団に設けられた鉱害防止事業基金に拠出しなければならない。

(2) 天災その他やむを得ない事由により5の(1)の鉱害防止業務を永続的に実施するため必要な費用の財源をその運用によって得ることができなくなつた場合には、採掘権者等に対し、鉱害防止事業基金へ追加提出することを義務付ける。

5 指定鉱害防止事業機関による鉱害防止業務の実施

(1) 鉱害防止事業基金への提出を終了した採掘権者等の当該指定特定施設に係る鉱害防

止業務は、通商産業大臣が指定する者(以下「指定鉱害防止事業機関」という。)が行う。

(2) 金属鉱業事業団は指定鉱害防止事業機関に対し、鉱害防止事業基金の運用により生ずる収入の範囲内で、当該鉱害防止業務を実施するため必要な費用を支払う。

(3) 指定鉱害防止事業機関が鉱害防止業務を実施している範囲において、その指定特定施設については鉱山保安法の規定は当該採掘権者等について適用しない。

6 採掘権者等の不存在後の鉱害防止事業の実施

5の(1)に規定する採掘権者等が存しなくなつたときは、当該指定特定施設に係る鉱害防止事業は、その鉱害防止業務を実施している指定鉱害防止事業機関が当該指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づいて行うこととする。

7 指定鉱害防止事業機関

指定鉱害防止事業機関に關し、指定の基準、業務規定の認可、報告徵收、立入検査等について規定するとともに、同機関が業務ができなくなつた場合の措置等所要の規定を整備する。

8 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。

(2) 金属鉱業事業団法の一部を改正し、鉱害防止事業基金に関する業務の追加等所要の規定を整備する。

二 議案の可決理由

本案は、金属鉱業等における鉱害防止事業の確実かつ永続的な実施を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成四年四月三日

商工委員長 武藤 山治

衆議院議長 横内 義雄殿

〔別紙〕
金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について

適切な措置を講すべきである。

右

平成四年三月十三日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案

国会に提出する。

平成四年三月十三日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案

法

(目的)

第一条 この法律は、自動車から排出される窒素酸化物による大気の汚染の状況にかんがみ、その汚染の防止について国、地方公共団体、事業

事の実施状況等を十分考慮し、鉱業権者に過重な負担を課すことのないよう配慮すること。

二 金属鉱業事業団法の一部を改正し、鉱害防止事業基金に関する業務の追加等所要の規定を整備する。

三 鉱業権者の鉱害防止事業基金への提出開始時期については鉱業権者の自主性を尊重するとともに、その資金調達の円滑化に十分配慮すること。

者及び国民の果たすべき責務を明らかにするとともに、その汚染が著しい特定の地域について、自動車から排出される窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、当該地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車につき窒素酸化物排出基準を定め、並びに事業活動に係る自動車の使用に関する窒素酸化物の排出の抑制のための所要の措置を講ずること等により、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）による措置等と相まって、二酸化窒素による大気の汚染に係る環境基準の確保を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）をいう。

2 この法律において「自動車排出窒素酸化物」とは、自動車の運行に伴つて発生し、大気中に排出される窒素酸化物をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止に関する基本的かつ総合的な施策の策定、及び実施とともに、地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物による大気汚染防止法

止に関する施策に協力しなければならない。

総量に占める第二号に掲げる総量の割合、自動車の交通量及びその見通し、自動車排出窒素酸化物及び自動車以外の窒素酸化物の発生源における窒素酸化物の排出状況の推移等を勘案し、政令で定めるところにより、第四号及び第五号に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該特定地域における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物の総量

二 当該特定地域における自動車排出窒素酸化物の総量

三 当該特定地域における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物について、二酸化窒素に係る大気

環境基準に照らし総理府令で定めるところにより算定される総量

四 第二号に掲げる総量についての削減目標量（中間目標としての削減目標量を定める場合にあっては、その削減目標量を含む。）

五 計画の達成の期間及び方途

3 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、総量削減策定協議会の意見を聽くとともに、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならぬ。

5 都道府県知事は、総量削減計画を定めたとき

は、第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

6 前三项の規定は、総量削減計画の変更について準用する。

(総量削減計画策定協議会)

第八条 第六条第一項の規定により特定地域が定められたときは、当該特定地域をその区域の全部又は一部とする都道府県は、総量削減計画に定められるべき事項について調査審議するた

め、総量削減計画策定協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、都道府県知事、都道府県公安委員会、関係市町村（特別区を含む。）、関係地方行政機関及び関係道路管理者で組織する。この場合において、協議会の庶務は、当該都道府県知事の統轄する都道府県において処理する。

3 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（総量削減計画の達成の推進）

第九条 国及び地方公共団体は、総量削減計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（特定自動車排出基準）

第十一条 内閣総理大臣は、自動車の種類、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出状況等を勘案し、その運行に伴って排出される自動車

の主要な原因となる自動車として政令で定める自動車であつて、特定地域内に使用の本拠の位置を有するもの（次項において「特定自動車」という。）について、総理府令で、窒素酸化物の排出量に関する基準（以下「特定自動車排出基準」という。）を定めなければならない。

6 前三项の規定は、総量削減計画の変更について準用する。

(総量削減計画策定協議会)

第八条 第六条第一項の規定により特定地域が定められたときは、当該特定地域をその区域の全部又は一部とする都道府県は、総量削減計画に定められるべき事項について調査審議するため、総量削減計画策定協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、都道府県知事、都道府県公安委員会、関係市町村（特別区を含む。）、関係地方行政機関及び関係道路管理者で組織する。この場合において、協議会の庶務は、当該都道府県知事の統轄する都道府県において処理する。

3 内閣総理大臣は、特定自動車排出基準を定めようとするときは、特定地域をその区域の全部又は一部とする都道府県の意見を聴かなければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするととも、同様とする。

（経過措置）

第十二条 運輸大臣は、自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止を図るために、特定自動車排出基準が確保されるように考慮して、道路運送車両法に基づく命令を定めなければならない。

（特定自動車排出基準に係る道路運送車両法に基づく命令）

第十三条 製造業、運輸業その他の事業を所管する大臣（以下この条において「事業所管大臣」という。）は、特定地域における自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止を図るために、その所管に係る事業を行ふ者について、その事業活動に係る自動車の使用に關し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることによる自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために

の種別及び車輪（自動車が初めて道路運送車両法第四条の規定により運行の用に供することができるようになった日又は一日の自動車が指定自動車となつたまでの期間をいう。）について政令で定める区分に応じ政令で定める期間が経過する日までに、特定自動車排出基準は、適用しない。

内閣総理大臣は、前項の区分又は期間を定めた政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県の意見を聴かなければならぬ。

(特定自動車排出基準に係る道路運送車両法に基づく命令)

第十二条 運輸大臣は、自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止を図るために、特定自動車

排出基準が確保されるように考慮して、道路運送車両法に基づく命令を定めなければならない。

（特定自動車排出基準に係る道路運送車両法に基づく命令）

第十三条 製造業、運輸業その他の事業を所管する大臣（以下この条において「事業所管大臣」という。）は、特定地域における自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止を図るために、その所管に係る事業を行ふ者について、その事業活動に係る自動車の使用に關し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることによる自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために

の種別及び車輪（自動車が初めて道路運送車両法第四条の規定により運行の用に供することができるようになった日又は一日の自動車が指定自動車となつたまでの期間をいう。）について政令で定める区分に応じ政令で定める期間が経過する日までに、特定自動車排出基準は、適用しない。

内閣総理大臣は、前項の承認をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならぬ。

都道府県知事は、総量削減計画を定めたときは、公害対策会議の議を経なければならぬ。

2

環境庁長官は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、前項に規定する指針に関する意見を述べることがあります。

事業所管大臣は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、その所管に係る事業を行なう者に対し、第一項に規定する指針に照らし、

その事業活動に係る自動車の使用に關し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることによる自動車排出窒素酸化物の排出の抑制について必要な指導及び助言をすることができる。

4 環境庁長官は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、事業所管大臣に対し、前項の規定による指導及び助言をすることを要請する。

5 特定地域をその区域の全部又は一部とする都道府県は、当該特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るため、第三項の規定による指導及び助言が必要であると認めるときは、環境庁長官に対し、前項の規定による要請をすることをできる。

(資料の提出の要求等)

第十四条 環境庁長官は、この法律の目的を達成

するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることがあります。

2 都道府県は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係道路管理者に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に關し意見を述べることができる。

(国の援助)

第十五条 国は、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）その他その運行に伴つて排出される自動車排出窒素酸化物がないか又はその量が相当程度少ない自動車の開発及び利用の促進並びに自動車排出窒素酸化物の量がより少ない自動車への転換の促進に必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(経過措置)

第十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定め、同号の次に次の一号を加える。

七十九の二 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

(施行期日)

4 (通商産業省設置法の一部改正)

4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第四十四号を第四十三号の二」と、同号の次に次の一号を加える。

四十四 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第二百五十三号)の施行に関する事項

2 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号中「及びスペイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成二年法律第五十五号)」を「スペイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成二年法律第五十五号)」及び自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第二百五十三号)」に改める。

第十九条中「第四十三号、第四十四号」を「第四十三号から第四十四号まで」に改める。

4 (通商産業省設置法の一部改正)

4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第四十四号を第四十三号の二」と、同号の次に次の一号を加える。

四十四 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第二百五十三号)の施行に関する事項

3 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第七十九号中「次号」を「第八十号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七十九の二 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第二百五十三号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(資料の提出の要求等)

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

法案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、大都市地域の窒素酸化物による大気の汚染の現状にかんがみ、自動車の運行に伴つて発生し、大気中に排出される窒素酸化物(以下「自動車排出窒素酸化物」という。)による大気汚染の防止を図るため、国等の果たすべき責務について定めるとともに、自動車排出窒素酸化物による汚染が著しい特定の地域について、自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

1 目的

自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止に関して國、地方公共団体、事業者及び国民の果たすべき責務を明らかにするとともに、その汚染が著しい特定の地域について、

自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する対策を実施すること等により、大気汚染防止法による措置等と相まって、二酸化窒素による大気の汚染に係る環境基準の確保を図り、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とすること。

國、地方公共団体、事業者及び国民の責務は、自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に関する基本的かつ総合的な施策を

策定し、これを実施するとともに、地方公共団体に対し必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとし、地方公共団体は、当該地域の自然的、社会的条件に応じた自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止に関する施策の実施に努めなければならないものとする。また、事業者及び国民は、自動車の使用の合理化等により、自動車排出窒素酸化物の排出が抑制されるよう努めるとともに、國または地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないものとする。

3 特定地域の指定

國は、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法の規定による措置のみによっては二酸化窒素に係る大気環境基準の確保が困難であると認められる地域を、特定地域として政令で指定するものとする。

4 総量削減基本方針の策定

國は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する目標等を定めた総量削減基本方針を策定するものとする。

5 総量削減計画の策定

都道府県知事は、総量削減基本方針に基づき、当該特定地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する目標等を定めた総量削減計画を策定しなければならないものとする。

総量削減計画を定めようとするときは、當

該都道府県知事及び公安委員会等で組織する

総量削減計画策定協議会の意見を聽くとともに、内閣総理大臣の承認を受けなければならぬものとする。

6 特定自動車排出基準の設定等

(一) 内閣総理大臣は、特定地域における大気汚染の主要な原因となる自動車として政令で定めるものであつて、特定地域内に使用の本拠の位置を有するもの(以下「特定自動車」という。)について、窒素酸化物の排出量に関する基準(以下「特定自動車排出基準」という。)を定め、窒素酸化物排出量のより少ない車種の使用を義務付けるものとする。

(二) 運輸大臣は、特定自動車排出基準が確保されるよう考慮して、道路運送車両法に基づく自動車検査の基準に係る命令を定めなければならないものとする。

7 議案の可決理由

自動車から排出される窒素酸化物による大気汚染の防止を図るため、自動車から排出される窒素酸化物による汚染が著しい特定の地域に

ついて、自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する措置を講じようとする本議案の趣旨は妥当と認め、これを可決すべきものとして議決した次第である。

8 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、特定地域の指定及び総量削減基本方針の策定の手続に係る規定等は公布の日から、特定自動車排出基準に係る規定は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

9 議案の可決理由

自動車から排出される窒素酸化物による大気汚染の防止を図るため、自動車から排出される窒素酸化物による汚染が著しい特定の地域に

ついて、自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する措置を講じようとする本議案の趣旨は妥当と認め、これを可決すべきものとして議決した次第である。

なお、日本社会党・護憲共同斎藤一雄君及び日本共産党寺前義君より修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、本案に対する別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

臣は、その所管に係る事業を行う者に対し、

自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針を定め、必要な指導及び助言をすることができるものとする。

平成四年四月七日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
環境委員長 小杉 隆

官報(号外)

〔別紙〕

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案に対する附帯決議

窒素酸化物に係る環境基準の当初の達成時期であつた昭和六十年を六年余りも経た現在においても、大都市地域における大気汚染の改善が大幅に遅れていることに対する国の責任は極めて重大であることにかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきであり、次に記載する。

- 一 ディーゼル車を中心とした自動車排出ガス総量の増大による大気汚染状況を改善するため、効果的な自動車交通量抑制対策その他の総合的な交通体系政策を推進すること。
- 二 特定地域の大気汚染の改善に資するため、特定地域外のディーゼル車についても最新規制適合車への代替の促進を図ること、実効性のある方策を検討すること。
- 三 自動車排出ガス規制に係る「長期目標」を早期に実施すること。
- 四 本法による窒素酸化物削減効果の予測について一層科学的に精査するとともに、本法に基づく施策を含め、遅くとも二〇〇〇年までには環境基準が達成されるよう努力すること。
- 五 国及び地方公共団体は、率先して、本法に基づく特定地域内における特定自動車の代替を行ふこと。

六 代替猶予期間の決定に際しては、窒素酸化物削減の効果、平均使用年数の実態及び基準適合車両の供給可能量等を十分に考慮すること。

七 事業所管大臣は、これまでの地方公共団体における交通公害対策の実績を踏まえつつ、都道府県知事の求めに応じた環境庁長官の要請事項の確実な実施に努めること。

八 大気汚染健康影響継続観察調査結果において、二酸化窒素濃度の高い地区は喘息様症状の新規発症率が高い傾向がみられたことを踏まえ、窒素酸化物と疾病との関連性について引き続き調査に努めること。

九 道路の建設に関する環境影響評価については、予測交通量をもとに行われた大気汚染・騒音等の予測・評価の結果が建設中及び供用後にアッパーに努めること。

十 二酸化窒素に係る環境基準達成のため、自動車の製造業者、運送業者等を含めた国民的コンセンサスを得るためにの方策を確立すること。

十一 低公害車の実用性の向上に全力をあげるとともに、普及促進を図るために制度を確立し、社会的経済的な基盤整備、研究促進を図ること。また、自動車の低公害化や燃料の費用について環境保全上の見地を加味した公平な負担を図ること。

十二 使用車種規制に対応した代替の促進、供給体制の確立、技術開発の推進、低公害車の開発を行うこと。

普及等を円滑に実施する見地から、法第十五条の規定による援助に努めること。

右決議する。

平成四年度一般会計予算
報告書

右は、両院協議会の成案を得なかつた。

よつて報告する。

平成四年度一般会計予算
算外二件両院協議会

衆議院議長 櫻内 義雄殿
衆議院協議委員議長 山村新治郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿
山村新治郎

報告書

平成四年度特別会計予算

右は、両院協議会の成案を得なかつた。

よつて報告する。

平成四年度一般会計予算
算外二件両院協議会

衆議院議長 櫻内 義雄殿
山村新治郎

報告書

平成四年度政府関係機関予算

右は、両院協議会の成案を得なかつた。

よつて報告する。

平成四年四月九日

平成四年度一般会計予算
算外二件両院協議会

衆議院議長 櫻内 義雄殿
衆議院協議委員議長 山村新治郎

官 報 (号 外)

平成四年四月九日 衆議院会議録第十七号

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

一一四

発行所
虎ノ門二丁目一番四号 東京都港区
大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4302
定価
本号一部 三円を含む
税 一二三円